

球 磨 川 水 防 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 球磨川水防連絡会（以下「連絡会」という。）は、球磨川における水防活動に関する迅速的確な情報連絡、協力体制の確立並びに効果的な水防活動の確立をはかり、もって水害を防止し、又は軽減することを目的とする。

(組織)

第2条 連絡会は、別表－1に掲げる機関をもって構成する。

(会務)

第3条 連絡会は、第1条の目的を構成するため、次の活動を行う。

- 一．水防活動に関する河川情報等の交換
- 二．水防活動に関する連絡系統の確立
- 三．出水期前の合同河川巡視
- 四．水防に関する知識の普及
- 五．会員相互の密接な連絡
- 六．その他連絡会の目的を遂行するために必要と認められる事項

(役員)

第4条 連絡会に会長1名、副会長2名及び委員を置く。

(役員の職務、権限等)

第5条 会長は連絡会を代表し、会務を総括するものとし、九州地方整備局八代河川国道事務所長をもってこれにあてる。

- 2． 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときに、その職務を代行するものとし、関係地域振興局のうち代表者1名及び関係水防管理委員の長のうち代表者1名を選任し、これにあてる。
- 3． 副会長の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、会務を評議し、会長が必要と認めたときは、これを招集する。

(幹事会及び災害情報協議会)

第7条 連絡会に幹事会及び、ハザードマップ等災害情報の整備のための連絡調整を行う災害情報協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2． 幹事会は、次の各号に掲げる事務を行う。
 - 一．会務の企画及び立案に関すること。
 - 二．会員相互間の連絡に関すること。
 - 三．総会において、委託された事項に関すること。

(幹事会及び協議会の役員等)

第8条 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。ただし幹事長は、九州地方整備局八代河川国道事務所技術副所長、副幹事長は同事務所流域治水課長及び熊本県河川課課長補佐をもってこれにあてる。

- 2． 災害情報協議会は、別表－3に掲げる委員をもって構成する。ただし協議会長は、九州地方整備局八代河川国道事務所技術副所長（八代河川国道事務所災害情報普及支援室長と兼任）、副会長は同事務所流域治水課長及び熊本県河川課長をもってこれにあてる。災害情報復旧支援室幹事長は、幹事会を主宰としこれを招集する。
- 3． 幹事会は幹事長が、協議会は協議会長が招集する。
- 4． 幹事長は幹事会を、協議会長は協議会を統括する。
- 5． 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第9条 連絡会の事務を処理するために、九州地方整備局八代河川国道事務所に事務局を置く。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、総会の決議を経なければならない。

附 則

本規約は、平成18年11月13日から実施する。

一部改正 平成26年 5月 9日

一部修正 令和 2年 4月 1日

一部修正 令和 5年 6月 2日

別 表－ 1

球磨川水防連絡会委員名簿	
関 係 機 関	委 員 名
九州地方整備局 八代河川国道事務所	所 長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所	所 長
熊本県 知事公室 危機管理防災課	課 長
熊本県 土木部 河川課	課 長
熊本県 県南広域本部 土木部	部 長
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	部 長
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	部 長
熊本県市房ダム管理所	所 長
八代市	市 長
人吉市	市 長
芦北町	町 長
錦 町	町 長
あさぎり町	町 長
多良木町	町 長
湯前町	町 長
球磨村	村 長
相良村	村 長
水上村	村 長

別 表－ 2

球磨川水防連絡会幹事会名簿	
関 係 機 関	幹 事 名
九州地方整備局 八代河川国道事務所	技術副所長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	流域治水課長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	工務第一課長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	河川管理課長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	八代出張所長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	人吉出張所長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所	調査課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課	課長補佐
熊本県 土木部 河川課	課長補佐
熊本県 県南広域本部 土木部	維持管理課長
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	維持管理調整課長
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	維持管理調整課長
熊本県 市房ダム管理所	管理課長
八代市	危機管理課長
人吉市	防災安全課長
芦北町	総務課長
錦 町	総務課長
あさぎり町	総務課長
多良木町	総務課長
湯前町	総務課長
球磨村	総務課長
相良村	総務課長
水上村	総務課長

別 表－ 3

災害情報協議会委員名簿

関 係 機 関	委 員 名
九州地方整備局 八代河川国道事務所	副所長
九州地方整備局 八代河川国道事務所	流域治水課長
熊本県 知事公室	危機管理防災課長
熊本県 土木部	河川課長
熊本県 県南広域本部 土木部	工務課長
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	工務課長
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	工務課長
八代市	危機管理課長、土木課長
人吉市	防災安全課長
芦北町	総務課長、建設課長
錦 町	総務課長、地域整備課長
あさぎり町	総務課長、建設課長
多良木町	総務課長、環境整備課長
湯前町	総務課長、建設水道課長
球磨村	総務課長、建設課長
相良村	総務課長、建設課長
水上村	総務課長、建設課長